

平成21年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応区分
P139	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 1. 高額の委託契約事務(情報システム以外) (8) 給食サービス事業委託料	委託契約書において再委託に関しての定めがないため、事前に書面による承認が行われていない。	高齢福祉課	平成22年度委託契約書の中で、次のように再委託の条項を定め、事前に書面による承認を得ることとしました。 既に、平成22年度委託契約に係る再委託の承認願が委託先から市に提出され、承認が済んでいます。 第8条「乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。」(平成22年4月)	措置済
P176	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 2. 外郭団体への委託契約事務(情報システム以外) (5) 中庄駅公園線外1線, 駅前駅北広場管理作業業務	倉敷市財務規則第5章第172条第2項に基づき、契約書には契約保証金について記載しなければならないが、本件委託契約では当該事項の記載がない。財務規則第172条に違反している。	公園緑地課	平成22年度の「中庄駅公園線外1線, 駅前駅北広場管理作業業務」の契約書に、次のとおり契約保証金の条項を記載いたしました。 (契約保証金) 第9条 倉敷市財務規則第175条(3)により免除する。 (平成22年4月)	措置済
P178	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 2. 外郭団体への委託契約事務(情報システム以外) (6) 倉敷市屋内水泳センター管理運営委託	管理運営委託契約書第12条(再委託の禁止)では、「委託業務を第三者に再委託してはならない」と明記しており、再委託を全面禁止している。ところが実際には、建物管理業務、清掃業務、受付業務(人材派遣)、監視業務(補助を含む)等について再委託している。当該再委託業務は、委託業務内容の範疇であり、契約上、承認の余地のない再委託が行われていることになる。契約違反である。	スポーツ振興課	平成21年度からは指定管理に移行し、倉敷市屋内水泳センター指定管理に関する協定書を締結しました。 協定書第21条第2項において「指定管理者は、管理運営の主たる業務を除く業務を第三者に下請けさせ、又は再委任する場合、予め書面により倉敷市の承諾を得なければならない。」と明記しています。指定管理者から再委託の申請を受け、承諾をしています。(平成22年4月)	措置済
P191	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 3. 少額の委託契約事務(情報システム以外) (3) 排水機場維持管理委託	契約価格が50万円超となっており、支出負担行為決議書における随意契約の理由は倉敷市財務規則に違反している。	水島支所産業課	この支出負担行為決議書は4件の管理組合と排水機場維持管理委託を一括に処理したもので、随意契約の理由を個別に記載すべきでありましたが、記載漏れがあったため、個別に記載して訂正しています。4件の中の50万円を超える価格の委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため訂正しています。(平成22年4月)	措置済
P215	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 4. 情報システムに関する契約に対する結果及び意見 委託及び再委託について <個人市民税の年金特別徴収に係る賦課システム改修業務委託>	「再委託業者は、富士通株式会社と他自治体での協業実績もあり」と起案書には記載されているが、起案書本体及び起案書の添付書類には、当該再委託者の協業実績に関する記述や添付書類はない。そのため、起案を承認するに当たり、実際の協業実績を助案することなく起案し、起案を承認されたと外観上は判断される可能性がある。従って、協業実績に関する業績を起案書に必ず添付することが必要である	情報政策課	指摘のありました資料について、再委託業者の協業実績の提出を受けました。今後は、再委託業者の業務実績等の資料を必ず添付するようにします。(平成22年4月)	措置済
P216	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 4. 情報システムに関する契約に対する結果及び意見 委託及び再委託について <個人市民税の年金特別徴収に係る賦課システム改修業務委託>	誓約書は、年月日の記載のないものがある。また、誓約書には、当市のセキュリティポリシーへの遵守等は誓約内容に含まれていない。誓約書は、文字通り市からの委託業務を遂行するに当たり、誓約すべき事項を記載した書類であり、適時に誓約書を取り交わすとともに、誓約書への日付の記載漏れがないかどうかをチェックすべきである。	情報政策課	指摘のありました契約は、単年度契約であるため、類似のシステムの契約について、次のとおり見直しを実施しました。 (1) 誓約書の内容確認(セキュリティポリシーの遵守について) (2) 誓約書日付の確認 (3) 誓約書日付と契約日付(契約と同時に誓約書を提出しているか) 見直しの結果、 (1) セキュリティポリシーの遵守について、記載がありませんでした。今後の契約において、記述するように修正します。 (2), (3) 全てに日付の記述があり、契約と同時の提出を確認しております。 今後は、チェック項目を統一し、チェック漏れのないようにします。 (平成22年4月)	措置済
P216	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 4. 情報システムに関する契約に対する結果及び意見 委託及び再委託について <個人市民税の年金特別徴収に係る賦課システム改修業務委託>	委託業務を遂行するにあたっては、再委託先を複数社使用されているが、当該契約書には、再委託に関する条文はない。しかし、再委託を行っており、契約書にも明記することが必要である。	情報政策課	包括外部監査以降に締結した委託契約について、「再委託の禁止」の条項を追加し、再委託する場合には、書面にて申し出ることを規定しました。書面については、委託先が発行する承認願(再委託先業者一覧等)と委託元が発行する承諾書の様式を作成し、運用しています。(平成22年4月)	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応区分
P 2 1 6	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 4. 情報システムに関する契約に対する結果及び意見 委託及び再委託について <医療制度改革に係る国保電算システム改修>	FOE（富士通岡山エンジニアリング）と有限会社ハウ・ツーに再委託されており、しかも、承認を得ることが必要になっているが、倉敷市と外部委託業者との間では、承認の書面は、作成されていない。	国民健康保険課	包括外部監査で指摘をいただいた以降に締結を行う委託契約について、“再委託の禁止”の条項に、再委託を行う場合には、書面で申し出ることを規定しました。なお、書面については、受注者が発行する承認願（再委託先業者一覧等）と発注者が発行する承諾書の様式を作成し、運用を行っています。（平成22年4月）	措置済
P 2 5 6	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 6. 企業会計における委託契約事務の結果及び意見 (2) 児島市民病院患者給食供給業務	契約書には施設負担金について「仕様書のとおり。」と記載されているものの、実際に規定されているのは仕様書ではなく、募集要項である。施設負担金は重要な支払い条件の一部であるため、齟齬のなきよう定めなければならない。	市民病院事務局	平成22年度分から施設負担金について、仕様書に規定しています。（平成22年4月）	措置済
P 2 6 3	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 6. 企業会計における委託契約事務の結果及び意見 (1) 倉敷市児島モーターボート競走場場内清掃業務委託	実際に締結された契約書（仕様書を含む）上では、追加事項が記載されていないばかりか、前年度において清掃対象箇所となっていた選手控室・選手食堂の床面（タイル）及びポートウィングのガラスが脱漏している。契約書記載事項の誤謬に意図性はなくとも、契約書に違反している。契約内容に変更が生じるときは特に、契約書の記載内容には十分注意を払わなければならない。	競艇管理課	平成22年度契約については内容を確認致しました。契約内容と誤謬の無いように致します。今後とも注意を払い作成いたします。（平成22年4月）	措置済
P 2 8 3	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 7. 外郭団体における委託契約事務の結果及び意見 (1) 平成20年度地下道の清掃	期間満了の時期においても何ら延長に係る起案書が作成されておらず、担当者が専務に口頭で確認しているに過ぎない。平成19年度の契約締結に際しても、前年度と同一条件ということもあり、起案書が作成されていない。口頭による承認を認めると、承認の有無・責任の所在が曖昧になるおそれがあるため、所定の決裁権限を有する者の承認手続きが明確となるように文書化すべきである。	くらしきシティプラザ東西ビル（市街地開発課）	平成22年度におきましては、3社から見積もりを徴しており、起案書の作成を行っています。従来から契約していた業者が最低価格にて受注しています。代表取締役専務の決裁によって契約を締結しています。（平成22年4月）	措置済
P 2 8 7	第5 個別契約事務に対する結果及び意見 7. 外郭団体における委託契約事務の結果及び意見 (1) くらしき健康福祉プラザ清掃業務委託	仕様書本文及び別表の中で、記載内容に不整合（記載漏れ）が散見される。窓ガラス清掃、プール清掃、水浴訓練棟3階部分が、ある項目では清掃内容あるいは清掃除外区域になっているのに、他の項目ではそのような記載になっていない。未然の紛争防止のために、契約書等の記載内容には十分注意を払わなければならない。また、契約書等は誰にでも分かりやすい記載内容であるべきなので、現状がかえって複雑すぎるようであれば、見直しが望ましい。	倉敷市総合福祉事業団（保健福祉推進課）	平成22年度の契約に際しては契約書等の記載内容を見直し、不明確箇所や不整合箇所のないように修正しました。（平成22年4月）	措置済